

寄 附 行 為

(平成30年12月25日 改定)

学校法人 森ノ宮医療学園

大阪市東成区中本4丁目1番8号
電話 06 (6976) 6889

学校法人森ノ宮医療学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人 森ノ宮医療学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市東成区中本4丁目1番8号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、医療に貢献できる優れた人材を育成することを目的とする。

(設置する学校等)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校及び診療所、施術所を設置する。

森ノ宮医療大学 大学院 保健医療学研究科
保健医療学部 鍼灸学科
理学療法学科
看護学科
臨床検査学科
作業療法学科
臨床工学科
森ノ宮医療学園専門学校 医療専門課程
森ノ宮医療学園附属診療所 同施術所

(付随事業)

第 4 条の2 この法人は、教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる付随事業を行う。
医療、福祉

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 印刷出版業
(2) 教育、学習支援業

第 3 章 役員 及 び 理 事 会

(役員)

- 第 6 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理 事 8人以上14人以下
 - (2) 監 事 2人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任する時も同様とする。
 - 3 理事（理事長を除く。）のうち6人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

- 第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 森ノ宮医療大学長及び森ノ宮医療学園専門学校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上5人以下
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者3人以上7人以下
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第 8 条 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

- 第 9 条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人をこえて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事には、この法人の理事もしくはその親族その他特殊の関係がある者又は職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。
 - 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

- 第 10 条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。
- ただし補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行なう。

(役員補充)

第 11 条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 12 条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときには、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第 14 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 15 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 16 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不

正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

- 第 18 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席した理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときはこの限りでない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会で定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 20 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第 21 条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、17人以上29人以下とし、現に在職する理事数の二倍を超える人数の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 22 条 第20条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第 23 条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及

び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。

- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合 併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものとする。

(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を申し述べもしくはその諮問に答え、又は役員から 報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 25 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人以上8人以下
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以下
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人以上15人以下
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 26 条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 27 条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき

- (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(準用規定)

第 28 条 第9条第1項の規定は、評議員について準用する。この場合において、「法人の理事」とあるのは「法人の評議員」、又「各理事」とあるのは、「各評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

(資 産)

第 29 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金として、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰り入れられる財産とする。
 - 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。
 - 4 収益用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に繰り入れられる財産とする。
 - 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 31 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 32 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

- 第 33 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、寄附金収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

- 第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

- 第 35 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成して理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

- 第 36 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

- 第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上利益金を生じたときは、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

- 第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類及び第17条第3項の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解 散 及 び 合 併

(解 散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育事業を行なう公益法人に帰属させるものとする。

(合 併)

第 43 条 この法人が、合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄 附 行 為 の 変 更

(寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 45 条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄 附 行 為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、学校法人森ノ宮医療学園の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第 47 条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事	森 秀太郎	(第7条第1項2号)
理 事	米山博久	(")
理 事	花谷正男	(")
理 事	細野史郎	(第7条第1項1号)
理 事	清水千里	(第7条第1項3号)
理 事	三木健次	(")
監 事	田中昭三	
監 事	三好トミ	
- 2 この寄附行為は昭和52年4月1日から施行する。
- 3 この寄附行為は平成7年7月22日から施行する。
- 4 この寄附行為は平成11年7月7日から施行する。
但し、第1条、第4条及び第7条第1号の改正規定は平成12年4月1日から施行する。
- 5 この寄附行為は平成13年6月29日から施行する。(収益事業)
- 6 この寄附行為は平成13年9月14日から施行する。(理事数、評議員数の変更)
- 7 この寄附行為は平成17年4月1日から施行する。〔私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)〕による。
- 8 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長	森 俊豪
理 事	安雲和四郎
理 事	安田 実
理 事	三木完二
理 事	下條喜信
理 事	清水 巖
理 事	花谷幸比古
理 事	田中邦雄
理 事	中田敬吾
理 事	廣橋賢次
監 事	日根野文三
監 事	小林由幸
- 9 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成18年11月30日)から施行する。
- 10 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成22年10月29日)から施行する。
- 11 この寄附行為は平成23年4月1日から施行する。
- 12 この寄附行為は平成28年4月1日から施行する。
- 13 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成29年10月12日)から施行する。
- 14 この寄附行為は文部科学大臣認可の日(平成29年10月23日)から施行する。

- 15 この寄附行為は平成30年4月1日から施行する。
- 16 この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成30年12月25日）から施行する。